

○小林委員長 はい。それでは、日程1、陳情審査に入ります。企画総務委員会に新たに送付6-40、安全で快適な千代田区的生活環境の整備に関する条例に関する陳情が送付されました。陳情の写しをご確認ください。よろしいですか。

陳情朗読はどうしますか。読みますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 省略でいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、陳情の朗読は省略します。

それでは、本陳情について、執行機関から情報の提供等ございましたらお願いいたします。

○尾上安全生活課長 陳情に対するご回答を申し上げます。まず、1の電子たばこの……

○小林委員長 ちょっと待って、陳情の情報ね。

○尾上安全生活課長 情報です。失礼いたしました。

○小林委員長 はい。お願いします。

○尾上安全生活課長 情報を申し上げます。1の電子たばこも規制の対象とすることによりましては、紙巻たばこ加熱式たばこはたばこの葉を使用して喫煙しておりますので、たばこ事業法に規定されるたばこ製品に該当します。電子たばこについては、たばこの葉を使用せず、液体を電気で加熱して発生した蒸気を吸引するもので、たばこ事業法に規定するたばこ製品には該当しておりません。また、健康増進法においても、電子たばこは規制対象外とされておりますので、関係法令では電子たばこはたばことして扱われておりません。また、国内でニコチンが含まれる製品が流通されるというお話はインターネットのウェブサイト等から把握しておりますが、国内ではそのようなニコチンが含まれている電子たばこを譲渡・販売した場合は、いわゆる薬機法違反に該当し、法律で規制されております。吸っている電子たばこにニコチンが含まれているかどうかを調べるには、専門的な技術、捜査が必要になりますので、法令の主管部署に任せ、行政が条例で規制する必要はないと考えております。

二つ目の土・日・祭日・年末年始も開いている無料喫煙所を増設することにつきましては、現在、千代田区では、千代田区公衆喫煙所設置助成制度を活用した民間事業の公衆喫煙所設置を進めております。区内では、区が直接運営する公衆喫煙所が6か所、民間事業が運営する公衆喫煙所が78か所ありますが、区の運営する喫煙トレーラーもあるんですが、それ以外の公衆喫煙所にありましては、土・日・祝日・年末年始は開所しております。路上喫煙の取締りにつきましては、安全生活課にありましては24名の生活環境指導員が在籍し、2名1組で、平日は5組から8組が、時間帯にありましては午前8時から午後7時30分まで区内を巡回し、土・日・休日には2組から3組が午前9時から午後5時まで同様に巡回し、路上喫煙者の違反者に過料2,000円を徴収する取締り、もしくは注意・指導を行っております。また、現在の公衆喫煙所の設置の進め方にありましては、ビルの老朽化により閉鎖も毎年ありますが、たばこの臭いや煙が発生することから、設置予定者の近隣住民の理解・協力を頂きながら、設置する民間事業者には、助成制度の要件が複数ありますが、その中で週5日以上運営という要件を満たしていただいている中で、開所曜日や時間などは事業者任せにしている状況です。あくまでも設置事業者の判

断にお任せすることになりますが、土・日・休日の喫煙所の開所はお願いすることができます。

以上になります。

○小林委員長 はい。執行機関に確認したいこと、ございますか、委員の皆さん。

○秋谷委員 電子たばこなんですけども、電子たばこというのはごみが出るんでしょうかね。

○尾上安全生活課長 電子たばこにありましてはケースを使って吸っておりますので、ポイ捨ては見たことありません。

○秋谷委員 千代田区の、何だっけ、路上喫煙防止条例の趣旨は何なんでしょうか。

○尾上安全生活課長 条例を改正した経緯にございましては、たばこの火が、すみません、紙巻きたばこにありましてはたばこの火が歩いていると服についたり、あとは子どものやけどとかにもあるという経緯がございました。あと、またポイ捨て等もあるということで、たばこについては条例が規制されたという経緯がございます。

○秋谷委員 とすると、電子たばこって熱いんですかね、ちょっと自分が吸わないから分からないんですけど、電子たばこは熱いものなんですかね。

○尾上安全生活課長 電子たばこについては電子を使っておりまして、熱くはないです。

○秋谷委員 とすると、現時点では路上喫煙防止条例の趣旨が電子たばこにはやはり該当しないということでもんね。ポイ捨てもなければ熱さ、危険性もない。分かりました。ありがとうございます。

○小林委員長 はい。今、秋谷委員の指摘ですけど、そうですか。

○尾上安全生活課長 電子たばこにありましては、先ほど申し上げましたが、紙たばこのようにやけどだったりポイ捨ての状況は見受けられませんので、規制の対象外としている現状でございます。必要はないと思います。

○小林委員長 ほかにございますか。

○入山委員 路上喫煙ということで、飲食店の前でよくたばこを吸われている方がいると思うんですけども、そこら辺の条件とか、そういうのは何かあるでしょうか。

○小林委員長 ちょっともう少し詳しくお願いします。

○入山委員 ごめんなさい。飲食店の中ではなくて外でよく吸ってくださいという形で（「ああ」「私有地から」と呼ぶ者あり）私有地からもう出るか出ないかみたいところで吸っている方という、そういう何か条件というか。

○尾上安全生活課長 安全生活課でありましては、公道上の喫煙に対しての指導・注意となりますが、私有地になると健康増進法となりまして、生活衛生課のほうでしょうか、が所管になります。生活衛生課のほうでも、私有地に対する喫煙にありましては、その都度苦情があれば都度指導しているという対応を取っております。

○入山委員 そうすると、指導はされていますけども、結局苦情が多いんですけども、やっぱり臭いとか、やっぱり室内にもそのまま入ってくると煙とかもというのは結構伺うので、そこら辺の指導をきっちりしていただきたいのと、あと何だ、ごめんなさい。何を言おうと思ったのかな。ちょっとごめんなさい。すみません。

○小林委員長 今、陳情なんで陳情から関連して言うと、路上喫煙は禁止ですよ。だけど今アウトな、ここでいう500メートル離れているからこのところでは取締りはさ

れていないのかな、500メートル、しているんでしょう。100メートルのところでもしてくれというちょっと細かい話になっているんだけど、実際、今の時点でたばこの巡回してどういうところでは注意しているんですか。先ほど今の曖昧なところも含めて、例えば私有地はできませんよね。けどすごく今アバウトなところじゃないですか。飲食店の前って公道か私有地か分からないようなところでたばこを吸っていると。ひょっとしたら私有地かもしれないし公道かもしれない。公道の可能性がかなりあると思われたところで、飲食店の前でたばこをたくさんの方が吸っていたら、それは注意するんですか。今のそういうアバウトなところで、飲食店の前で出たところでたばこをたくさんの方が吸っている苦情があるって言われるんだけど、そういうのは取締りができるんですか。それとあと何メートルのところ、どこでもやっているんですか。路上喫煙禁止でしょ。だから全てをやらなくちゃいけないんだけど、巡回して注意しているのは全てのところじゃないでしょう。だからその辺の関係ってどうなっているんですか。

○尾上安全生活課長 まず、路上喫煙、すみません、私有地に対する喫煙にありましては、うちの安全生活課のほうでも現認すればその都度指導、過料の取締りはできないんですが、注意・指導しております。

○小林委員長 私有地でもしている。

○尾上安全生活課長 私有地でも指導しております。

○小林委員長 漏れているよと。で、受動喫煙になっているよという注意はするということだね。

○尾上安全生活課長 はい。吸っちゃいけないよということは……

○小林委員長 吸わないでくださいと。

○尾上安全生活課長 はい。お願いしております。また何メートルという、その範囲の距離的な範囲は決められておりませんので、そこは巡回は区内全体を回って……

○小林委員長 多い少ないは別としてね。

○尾上安全生活課長 ええ。回っております。

○小林委員長 やっている。

○尾上安全生活課長 はい。

○小林委員長 はい。そうすると、今、確認があったんですけども、飲食店の前でたばこを吸っている人は注意の対象だということですね。

○尾上安全生活課長 ええ。そうです。注意しております。

○小林委員長 で、していないと言っているんだよ。苦情があるんだけどしてないねという現状はどうなんですか。

○尾上安全生活課長 あ、恐らく吸っている現状はあるけど現認がされていない状態で、苦情箇所があれば、その時間帯はまた巡回して、現認すれば指導しているはずですよ。

○小林委員長 指導します。

○尾上安全生活課長 はい。指導しています。

○小林委員長 していますじゃない、しますと。すごいたくさんあるよ、だって飲食店の前なんて、巡回して注意する人が何人もいないじゃん。

○尾上安全生活課長 そうですね。苦情があれば指導していきますよ、その都度。

○小林委員長 ということでよろしいですか。

○入山委員 はい。

○小林委員長 はい。この陳情について、その他、執行機関に確認したいこと、ございますか。

○米田委員 千代田区は結構マナーがいいんで、こういう電子たばこが目立ってきているのかなと思います。私もこういうのを区民の方から聞いたことがあります。電子たばこのこういった規制してくれという問合せ、こういったのは結構来ていますか。

○尾上安全生活課長 本日から加熱式たばこの取り締まりというのが始まったんですが、それに伴い数件電子も取り締まってくれというのは電話で問合せがございまして、そこにありましては、電子とたばこの違いを説明して理解してもらっております。

○米田委員 やっぱり多少来ているのかなと思います。秋谷委員もおっしゃっていましたが、千代田区の条例にはこれは入っていないと。今後、今のところ考えていないと言っていたんですけど、こういう問合せが今後増えてくる可能性が僕はあると思っています。今の段階ではないけど今後こういうのが増えてくると、やはり電子たばこも何らかの規制の対象に千代田区としてやっていくのかどうか、今後の検討について、ちょっとお聞かせいただけますか。

○尾上安全生活課長 条例の電子たばこを規制にするというのは、なかなか正直なところ厳しいのかなと、ございます。それはやはりその関係法令でも電子たばこはたばこ扱いになっておりませんので、また、電子たばこを規制にしたとした場合、先ほど申し上げたとおり、ニコチンが含まれているとかというのがございまして、ちょっとそこにありましてはよく検討しながら、状況を見ながら総合的に判断したいと思っております。

○米田委員 今の段階ではそうだとこのところは認識しました。で、恐らく今後こういうのも増えてくると思います。そのときに、今みたいな課長の説明、これしっかり示していくのが僕は大事なかなと思います、その都度ね。また、何らかの形で電子たばこは今のところ規制していませんよというのを広報とかしてもらったほうが僕はいいのかなと思います。さっき二つあったんで、一つ言ってくれていたんですけど、ニコチンが含まれているのもあると今報道でもありますんで、その辺の線引きとかもしっかり知らせていくということが僕は大事なかなと思うんですけど、その辺の知らせ方についてお聞かせいただけますか。

○印出井地域振興部長 今、米田委員からの指摘でございまして、やはりたばこの定義の問題、先ほど課長が答弁いたしましたけれども、たばこの定義の問題から、我々の条例でもって過料の対象にするということについては条例改正を必要、その前に法律での整理が必要だということでございまして。一方で、電子たばこにつきましては、やはり受動喫煙の観点から、厚生労働省としても注意喚起はしているところでございます。そういったことにつきましては、我々と、あるいは保健所管部署と連携をしながら、そういった厚生労働省の注意喚起も含めて、公衆の場所でこういった対応を取っていただきたいのかということについては、周知の在り方については検討してまいりたいと思います。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

ほかにございますか。

○大坂委員 この陳情の趣旨としては2点あって、先ほど来質疑の中で、電子たばこの件については現状ではなかなかこれは規制すべきものではないのかなというところはよく分

かりました。2番目の土・日・祝日・年末年始について少しお伺いしたいんですけども、そもそも現状の設置状況において、土・日・祝日に足りていないというふうに所管としては把握しているのか、考えているのか、その辺りについての認識はいかがでしょうか。

○尾上安全生活課長 土・日・祝日の開所の件でしょうか。その要件……

○小林委員長 いや、違う違う違う。もう一度説明してください。

○大坂委員 土曜日、日曜日、祝日に開いているところが少ないという認識なのか、十分今の状況で……

○小林委員長 やっているのか。

○大坂委員 カバーできているというふうに考えているのか、現在の設置状況からどういうふうに考えているのかということをお示しいただければと思います。

○尾上安全生活課長 確かに土・日の開所は必要な場所においては少ないなとは思っております。ただ、どうしても土・日の開所となりますと、助成金の要件では週5日以上というのがありますので、曜日までは指定しておりません。また、千代田区内は平日の喫煙者が多いというのが過料の取締り件数からも出ておりますので、そこにありましては先ほども答弁しましたが、事業者をお願いするという形で土・日開所のほうは努力していきます。事業者をお願いしてまいります。

○大坂委員 努力していただけるということなんですけれども、我々も土・日地元にいるとよく分かるんですけども、千代田区内というのは平日と違って土・日って人が集まる場所というのは本当に限られていると思っています。なので、区内全域一律に土・日を増やしていくということではなくて、やはり必要な箇所、今足りていない箇所に重点特化をして働きかけをするですとか、もし可能であれば、ある程度土・日・祝日に関してはある程度のインセンティブを設けるといことも検討が必要なのかもしれないと思っていますので、それが区内全域で、人が住んでいて人が集まっていないところにインセンティブをつけてもどうしようもない話なので、エリアをしっかりと分析をした上で重点特化していくというような考え方が必要なのかなと思っていますんですけども、その辺りについて見解をお願いします。

○印出井地域振興部長 今、大坂委員から指摘がございました。今のご指摘のとおり、まず我々としては、やはり平日と土・日における過料取締りの状況ですとか、あるいはポイ捨ての状況、そういったことについては日々把握しているところでございますので、その辺りをしっかり分析をして、一方で喫煙所の開所状況と照らし合わせて、やはり場所的に土・日の状況等をしっかり対応していないというような状況があるとすれば、そこにおいて取締りにメリハリをつけるとか、ご指摘のように、喫煙所設置について何らかの措置を取るといことについては、今後データの分析とともに検討してまいりたいというふうに思います。

○小林委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。確認は以上です。よろしいですか。

ちょっと陳情とは別なんですけれども、陳情の審査に入る前に、11月から加熱式たばこの規制がスタートしましたよね。それから、今の電子たばこの関係がありますよね、いろいろな苦情があったりすると。それから、その中で注意喚起もしてくだよという

ようなこともありました。あと、それを鑑みて、今後この1か月過ぎてから、一定の期間が過ぎたら規制をした、喫煙状況とか、この11月から始まった規制の状況、今までの状況、それから基本的に喫煙所は足りないんで、それから土・日の状況とかを合わせて1回報告してもらいたいんですよ。

○尾上安全生活課長 分かりました。

○小林委員長 よろしいですか。それはお願いしておきます。部長、いいですか。

○印出井地域振興部長 今、委員長からご指摘がございました。今回の11月1日から加熱式たばこは過料適用等々も踏まえ、それから、これまでも様々議会からご質問を頂いておるところでございますので、先ほどの大坂委員からありましたけれども、現状の路上喫煙のデータの状況や喫煙所の設置状況も含めて適宜適切な時期にご報告をさせていただきたいと思います。

○小林委員長 よろしくをお願いします。そのような形で進めていきたいと思います。

それでは、陳情審査を続けたいと思います。ご意見ございますか、これについては。

○大坂委員 先ほど来議論をしていく中で、1番の電子たばこを規制の対象とすることについては、現状ちょっと難しいんじゃないかということと、2番の土・日・祝日・年末年始については、執行機関のほうから前向きに対応していただけるというような答弁もありましたので、今回の議事録をもってお返しするというでいいのかなと考えています。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、ちょっとまとめさせていただきます。1番の電子たばこの規制については、今の法的にもなかなか難しいということ。ただ、問題があるのは認識したということで、これについては引き続き検討していただくと、執行機関にお願いをすると。2番については、これはまさに課題になっているところなんで、これについても積極的に執行機関に取り組んでいただくというところで、この件については、その意見をもって陳情者に議事録をお返しして、この陳情についてはこの程度までにしたいと思いますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、陳情審査につきましては、ただいま結論が出ておりますので、そのように陳情者にお伝えをして終了したいと思います。取扱いについては議事録を陳情者にお返しするというで確認いたしました。

陳情審査については終了してよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 終了いたします。